

平成 27 年度税制改正における国税関係書類に係るスキャナ保存制度

見直しに伴う監査人の留意事項

平成 27 年 9 月 30 日

日本公認会計士協会

平成27年度税制改正における国税関係書類に係るスキャナ保存制度見直しに伴い、平成27年3月31日付けで電子帳簿保存法施行規則が改正された。これによって、スキャナ保存の対象となる国税関係書類の範囲の拡充が図られ、契約書、領収書等については、これまでの「3万円未満」という金額基準が廃止され、全ての契約書、領収書等について一定の要件の下にスキャナ保存を行うことが可能となった。

上記の改正は、平成27年9月30日以後に提出される申請書に係る国税関係書類について適用され、仮に会社が平成27年9月30日に上記申請書を提出した場合には、平成28年1月1日から改正後の制度によるスキャナ保存を行うことが可能とされている。

上記の申請書を提出した会社は、全ての契約書、領収書等についてスキャナ保存を行うことが可能となるとともに、スキャナ保存後の原本の破棄も可能となる。当該原本を破棄するかどうかを決定するのは飽くまで会社であるが、監査人としては、重要な監査証拠となり得る書類の原本が破棄された場合、当該情報を十分かつ適切な監査証拠として利用できない可能性がある。

監査人は、監査基準委員会報告書500「監査証拠」において、「監査人は、監査手続を立案し実施する場合には、監査証拠として利用する情報の適合性と信頼性を考慮しなければならない。」（第6項）とされている。また、監査証拠として利用する情報の信頼性に関し、「原本によって提供された監査証拠は、コピーやファックス、フィルム化、デジタル化その他の方法で電子媒体に変換された文書によって提供された監査証拠よりも証明力が強い。」（A31項）とされている。これらを踏まえ、監査上必要と判断される金額以上の契約書など、重要な監査証拠となり得る書類の原本を、監査に必要な期間、保存することの必要性に関して、被監査会社と事前に十分協議することが適切と考えられる。

また、原本保存の必要性を協議すべき書類の対象範囲についても、被監査会社の事業活動や社内体制等の理解を踏まえ、慎重に対応されたい。

以 上